

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原主一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年3月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フェニックスバイオ
証券コード	6190
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本ベンチャーキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
事務上の連絡先及び担当者名	企画業務部 辻本由香
電話番号	03（6256）0238

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年3月18日
訂正箇所	1.（6）担保契約等重要な契約の に投資事業有限責任組合名称追加 2.（7）取得資金金額

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合の株式数であります。

当社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合が保有する株式につき、SMBC日興証券株式会社（以下、主幹事会社）に対し、以下の内容を約束しております。上場日（平成28年3月18日）から起算して180日目の日の平成28年9月13日までの間、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の1.5倍以上であって、東京取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却は除く。）を行なわない。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員である京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合の株式数であります。

当社が無限責任組合員である京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合が保有する株式につき、SMBC日興証券株式会社（以下、主幹事会社）に対し、以下の内容を約束しております。上場日（平成28年3月18日）から起算して180日目の日の平成28年9月13日までの間、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の1.5倍以上であって、東京取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却は除く。）を行なわない。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
--------------	--

借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	99,000,000
上記（Y）の内訳	その他金額は、金融商品取引法第27条の23第3項第2号分であり、当社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合の出資分であります。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	99,000,000

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	99,000
上記（Y）の内訳	その他金額は、金融商品取引法第27条の23第3項第2号分であり、当社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合の出資分であります。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	99,000